○幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成１５年

第２８号

改正　平成１６年第２７号

平成１８年第１９号

平成１９年第１１１号

平成２２年第１号

平成２４年第５２号

平成２５年第１３号

平成２６年第３２号

平成２８年第３号

平成３０年第２５号

（目的）

第１条　この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者等が行う耐震改修工事等（耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター整備工事又は除却工事をいう。以下同じ。）に対し予算の範囲内において幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、震災に強いまちづくりの促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　旧基準木造住宅　昭和５６年５月３１日以前に着工された町内に存する２階建て又は平屋建ての木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で持家及び貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

（２）　木造住宅耐震診断　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第２条第３号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ　一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

（３）　判定値　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　愛知県住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ　一般財団法人日本建築防災協会が発行する「住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による判定値

ウ　一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断による判定値

（４）　耐震改修工事　別表に規定する補強工事等を含む改修工事で、第２号アに掲げる木造住宅耐震診断において判定値が１．０未満又は同号イに掲げる木造住宅耐震診断において得点が８０点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を１．０以上とする工事をいう。

（５）　段階的耐震改修工事　耐震改修工事を次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ当該ア及びイに定める一段目と二段目に分けて行う補強計画に基づく工事をいう。

ア　一段目耐震改修工事　第２号アに掲げる木造住宅耐震診断において判定値が０．４以下又は同号イに掲げる木造住宅耐震診断において得点が４０点以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を１．０以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を０．７以上１．０未満とする工事をいう。

イ　二段目耐震改修工事　耐震補強計画に基づきアの一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を１．０以上とする工事をいう。

（６）　耐震シェルター整備工事　地震時における住宅の倒壊から人命を守ることを目的として住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する装置で町長が別に定めるものを整備する工事をいう。

（７）　高齢者世帯　申請した日の属する年度の３月３１日に６５歳以上の者と同居している世帯をいう。

（８）　障害者世帯　次のいずれかに該当する者と同居している世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ　愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

（９）　耐震補強工事　別表に規定する耐震性能を向上させる工事をいう。

（１０）　改修設計（耐震補強計画を含む。）　別表に規定する耐震改修工事、段階的耐震改修工事の設計、工事監理等をいう。

（１１）　附帯工事　別表に規定する耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして行う工事をいう。

（１２）　除却工事　倒壊の恐れの大きい旧基準木造住宅を全て除却する工事をいう。

（補助対象）

第３条　補助金の交付の対象となる者（第５条第１項において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　町税の支払その他町民としての義務を履行している旧基準木造住宅の個人の所有者（現にその建物に居住しており、所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。）であること。

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者であること。

（３）　耐震シェルター整備工事に係る補助金の交付を受けようとする者については、障害者世帯又は高齢者世帯に属している者であること。

２　補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

（１）　旧基準木造住宅であること。

（２）　段階的耐震改修工事、耐震シェルター整備工事及び除却工事に係る住宅については、前条第２号アに掲げる木造住宅耐震診断において判定値が０．４以下又は同号イに掲げる木造住宅耐震診断において得点が４０点以下と診断された住宅であること。

（３）　耐震シェルター整備工事及び除却工事に係る住宅については、次のアからウまでのいずれにも該当する住宅であること。

ア　補助金の交付を受けて、耐震シェルター整備工事がされていない住宅であること。

イ　補助金の交付を受けて、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事がされていない住宅であること。

ウ　耐震改修工事又は段階的耐震改修工事ができないため必要と判断される住宅であること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる耐震改修工事等の区分に応じ当該各号に定める額（１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額は、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１条第１号に規定する敷地（第５号ウにおいて「敷地」という。）ごとに１２０万円を超えることができない。

（１）　耐震改修工事　次のアからウまでに掲げる額の合計額を助成額とし、当該助成額から租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額

ア　耐震補強工事費及び附帯工事費の額を合算した額（イにおいて「工事費」という。）に１００分の８０を乗じて得た額。ただし、１００万円を限度とする。

イ　改修設計費の額及び工事費のうち１２５万円を超える部分の額を合算した額。ただし、２０万円を限度とする。

ウ　租税特別措置法第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額

（２）　段階的耐震改修工事（第２条第５号アに掲げる一段目耐震改修工事に限る。）　次のア及びイに掲げる額の合計額

ア　耐震補強工事費及び附帯工事費の額を合算した額。ただし、５０万円を限度とする。

イ　改修設計費の額に３分の２を乗じて得た額。ただし、１０万円を限度とする。

（３）　段階的耐震改修工事（第２条第５号イに掲げる二段目耐震改修工事に限る。）　次のアからエまでに掲げる額の合計額を助成額とし、当該助成額から租税特別措置法第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額

ア　耐震補強工事費の額に１００分の２３を乗じて得た額。ただし、３０万円を限度とする。

イ　工事管理費の額に３分の２を乗じて得た額。ただし、１０万円を限度とする。

ウ　附帯工事費の額。ただし、３０万円からイに掲げる額を差し引いた額を限度とする。

エ　租税特別措置法第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額

（４）　耐震シェルター整備工事　耐震シェルターの購入費、床の補強工事費並びに運搬及び整備に要する費用の額を合算した額。ただし、３０万円を限度とする。

（５）　除却工事　次のアからウまでに掲げる場合に応じ当該アからウまでに定める額

ア　旧基準木造住宅を除却する場合（イ又はウに掲げる場合を除く。）　除却工事に要する費用の額に１００分の２３を乗じて得た額。ただし、２０万円を限度とする。

イ　空家である旧基準木造住宅を除却する場合（ウに掲げる場合を除く。）　除却工事に要する費用の額に１００分の２３を乗じて得た額。ただし、３０万円を限度とする。

ウ　旧基準木造住宅を除却してその敷地に新たに住宅を建築する場合　除却工事に要する費用及び新築工事に要する費用の額を合算した額。ただし、３０万円を限度とする。

（交付の申請及び決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（次項において「申請者」という。）は、幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第１号）に別に定める関係書類を添付して、工事の着手前に町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（計画の変更等）

第６条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第３号）に別に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　耐震改修工事等の施工箇所又は施工方法の変更（軽微なものを除く。）

（２）　交付決定を受けた補助金の額の変更

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（様式第４号又は様式第４号の２）により補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、耐震改修工事等が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事等の遂行が困難になった場合は、速やかに幸田町民間木造住宅耐震改修工事等遅滞等報告書（様式第５号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

４　町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第６号）により補助事業者に指示するものとする。

（着手の届出）

第７条　補助事業者は、耐震改修工事等に着手したときは、着手届（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の届出は、補助金の交付決定があった日から起算して３０日を経過する日までに行わなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第８条　補助事業者は、耐震改修工事等を中止又は廃止しようとする場合は、幸田町民間木造住宅耐震改修工事廃止（中止）届（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第９条　補助事業者は、耐震改修工事等が完了したときは、幸田町民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第９号）に別に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

２　前項の報告書は、当該工事等の完了の日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

３　町長は、第１項の報告書を受理したときは、必要に応じて検査をすることができる。

４　前項の検査により不備が判明したときには、検査結果不備事項通知書（様式第１０号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、前条第１項の報告書を受理したときは、書類を審査し、適正と認めたときは、幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、１０日以内に幸田町民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書（様式第１２号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１２条　町長は、補助事業者が第９条第４項の規定により通知を受けた不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

２　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の額の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（１）　この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

（２）　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

（３）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（４）　補助金の額が補助対象経費を上回ったとき。

（書類の整理及び保管）

第１３条　補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、５年間保管しなければならない。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年第２７号）

この要綱は、平成１６年９月１日から施行する。

附　則（平成１８年第１９号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年第１１１号）

この要綱は、平成１９年３月１日から施行する。

附　則（平成２２年第１号）

この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

附　則（平成２４年第５２号）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式第１号、様式第３号、様式第５号、様式第７号から様式第９号まで及び様式第１２号の用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（平成２５年第１３号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年第３２号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年第３号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年第２５号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式第１号及び様式第３号から様式第９号までの用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表（第２条関係）

補強工事等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項 | 項目 | 耐震補強工事 | 改修設計 | 附帯工事 |
| １ | 調査 | 耐震精密診断 | 地盤調査 |  |
| ２ | 耐震改修計画の作成等 |  | （１）　改修設計  （２）　工事監理 |  |
| ３ | 総合判定において必要耐力（Qr）を低減させることを目的とした工事 | 地盤改良工事 |  | （１）　屋根工事  （２）　木造体工事（屋根又は壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるものに限る。）  （３）　仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）  （４）　撤去部分の復旧工事 |
| ４ | 総合判定において建物の強さ（P）の評価を向上させることを目的とした工事 | （１）　木造躯体工事  （２）　基礎工事（土工事を含む。） |  | （１）　仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）  （２）　撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装又は建築設備の工事に限る。） |
| ５ | 総合判定において劣化度（D）の評価を向上させることを目的とした工事 |  |  | （１）　木造躯体工事（劣化部材の取替えに限る。）  （２）　仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）  （３）　撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装又は建築設備の工事に限る。） |
| ６ | その他の補強工事 | 前各項に定めるもののほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事 |  | 前各項に定めるもののほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして町長が認める工事 |